

# 第1次築上町地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成26年度

平成22年9月

福岡県築上町

## 目次

### 第1章 基本的事項

1. 計画目的
2. 基準年度・計画期間・目標年度
3. 対象範囲
4. 対象とする温室効果ガス

### 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量
2. 要因別の排出状況
3. 削減目標

### 第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進
2. 施設設備の改善等
3. 物品購入等
4. その他の取組

### 第4章 推進・点検体制

1. 推進体制
2. 点検体制
3. 進捗状況の公表

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として策定するものである。築上町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度

基準年度を平成19年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

ただし、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、変更の必要性が生じた場合は、見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

(対象施設一覧)

築上町役場	築上町中央公民館
築上町役場築城支所	築上町築城公民館
築上町立椎田小学校	築上町椎田学習等供用施設
築上町立八津田小学校	築上町ごみ固形燃料化施設
築上町立葛城小学校	築上町リサイクルプラザ
築上町立小原小学校	築上町火葬場
築上町立西角田小学校	築上町有機液肥製造施設
築上町立築城小学校	築上町椎田人権啓発センター

築上町立下城井小学校	築上町築城同和研修センター
築上町立上城井小学校	築上町椎田海洋センタープール
築上町立椎田中学校	築上町築城海洋センタープール
築上町立築城中学校	築上町築城町民プール
築上町立椎田保育園	サン・スポーツランド浜の宮
築上町立葛城保育園	築上町牧の原キャンプ場
築上町立築城保育所	築城浄化センター
築上町児童館	椎田北部浄化センター輪生館
船迫窯跡公園	西高塚処理場

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

築上町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、3,027,555 kg-CO<sub>2</sub>である。

排出要因	消費量	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	割合
購入電力 (kWh)	3,190,634	1,770,802	58.50
灯油 (L)	391,481	983,430	32.48
重油 (L)	22,400	60,696	2.00
液化石油ガス (kg)	17,282	51,881	1.71
ガソリン (L)	32,266	74,911	2.47
軽油 (L)	32,755	85,835	2.84
合計		3,027,555	100.00

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成19年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約59%を占め、次いで灯油の使用が約32%で全体の91%を占めている。

### 3. 削減目標

平成19年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、毎年1%程度削減し、平成26年度までに5%削減することを目指す。

## 第3章 具体的な取組

### 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・太陽光、風力等の自然エネルギーを利用した発電設備等について、各小中学校への太陽熱発電設備等の導入計画を策定し、整備を図る。

### 2. 施設設備の改善等

- ・今後、新築・改修を行う施設については、環境に配慮した工法を選択・実施するとともに、太陽光発電システムの導入及び遮熱塗料や遮熱フィルム等環境負荷の低減に配慮した施設の整備に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラス等)を導入する。
- ・高効率照明(LED照明等)への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車は低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図る。
- ・グリーンカーテン等公共施設の緑化を推進する。

### 3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入する。

### 4. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。

#### ②燃料使用量の削減

- 以下の点に注意したエコドライブを実践する。
- ・急発進、急加速をしない。

- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
  - ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り無駄なアイドリングは控える。
- ③ゴミの減量、リサイクル
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
  - ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
  - ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ④用紙類
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
  - ・リサイクル用紙の購入に努める。
  - ・使用後の用紙についてはそのままゴミとして処分するのではなく、製紙会社へ搬送しトイレットペーパーとしての再生に努める。
- ⑤水道
- ・日常的に節水を心がける。
  - ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
  - ・ノー残業デー、ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
  - ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
  - ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
  - ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う（別表1）。

#### (1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

#### (2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

### (3)事務局

事務局を環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進捗管理を行う。

## 2. 点検体制

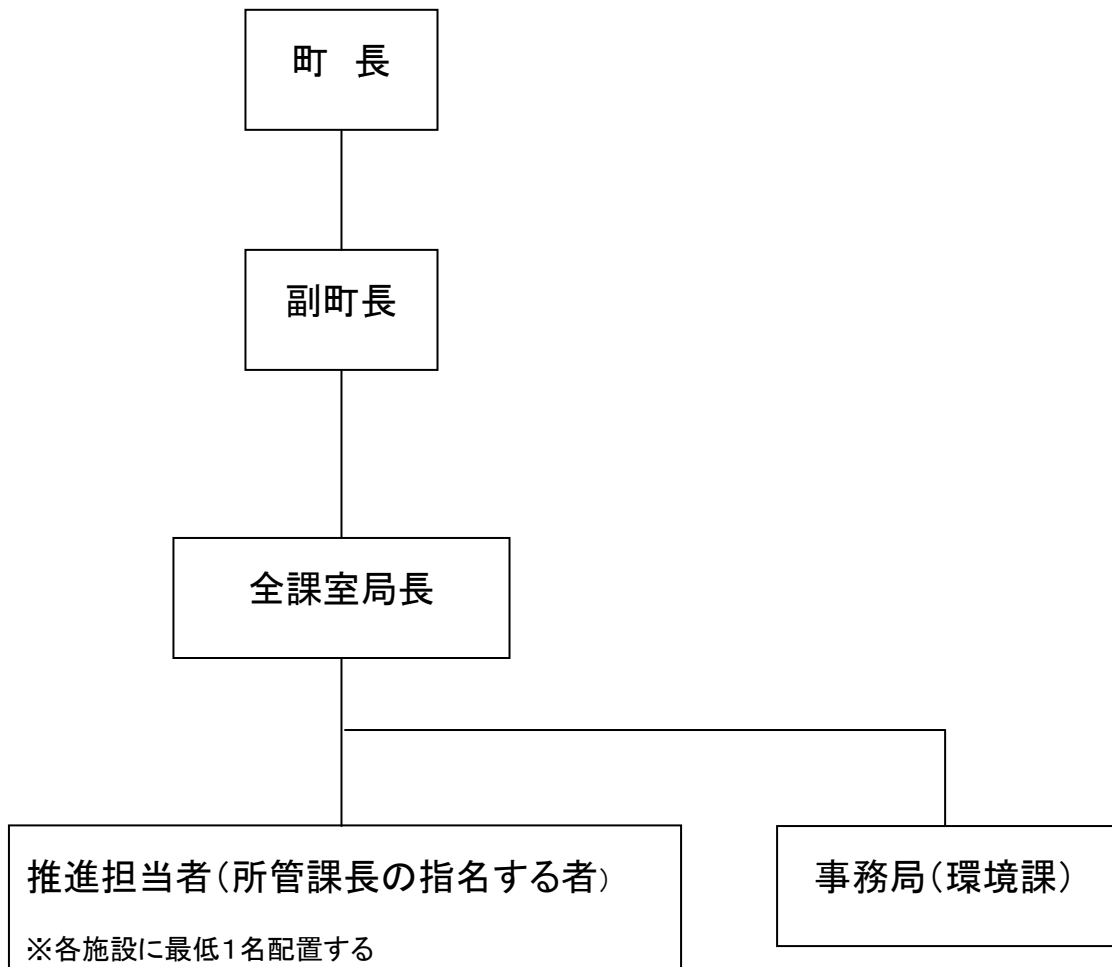
「事務局」は、「推進担当者」を通じて、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

## 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量について、年1回広報誌やHP等により公表する。

別表1

築上町地球温暖化対策推進本部



※ 推進担当者は、所管施設における毎月のエネルギー使用量を把握し、翌年度5月31日までに別紙様式により事務局へ報告する。